

武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年９月武蔵野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（職員の賠償責任の免除） 第 6 条　法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。	（職員の賠償責任の免除） 第 6 条　法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。	字句の改正

付　則

この条例は、令和８年９月24日から施行する。